

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和7年5月22日（木）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告

横浜市教育委員会公式note「ヨコエデュ」について

3 請願等審査

受理番号1 教科書採択に関する要望書

4 審議案件

教委第5号議案 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

教委第6号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について

教委第7号議案 横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について

5 その他

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

○5/15 本会議（第1日）役員改選

○5/20 こども青少年・教育委員会

2 市教委関係

（1）主な会議等

○5/16 横浜教育データサイエンス・ラボ

（2）報告事項

○横浜市教育委員会公式note「ヨコエデュ」について

3 その他

横浜市教育委員会
note 公式アカウント
開設!

ヨコエデュ!

「学ぶなら横浜、教えるなら横浜」

横浜の教育の魅力を
note で発信します

ソーシャルメディアプラットフォーム note にて、
横浜市教育委員会の公式アカウントを開設しました!

教育現場では日々、

子どもたちが夢や目標に向かってさまざまなチャレンジをしたり、
先生たちはデジタル化・グローバル化が進む変化の激しい社会の中で
新たな学びの方法を模索したりしています。

“ヨコエデュ”(ヨコハマのエデュケーション=教育)では、
そんな横浜の教育現場をつくる人たちの思いとともに、
横浜ならではの教育の取り組みをお届けします。



<https://yokohamacity-edu.note.jp/>

横浜市教育委員会



BLUE VOICE

「よこはま子ども国際平和プログラム」など、
国際都市横浜ならではの
グローバル教育をご紹介します。

横浜の教育の未来をつくる取り組みや
教育現場のチャレンジを取材します。

話そう、未来のこと

ひかるひと

先生や児童生徒、地域の方など
「ひと」に焦点を当て、
教育現場を支える「光」を発信していきます。

教員を目指す方必見！
「教えるなら横浜」を実感できる、
横浜の教育・教員の魅力を伝えます。

先生開化

CONTENTS

掲載記事の一部をご紹介します！



＜よこはま子ども国際平和プログラム＞

国際平和のために自分たちにできること——。
4万人の児童生徒が国際平和について考える。



＜教員養成講座「桜ACE プログラム」＞

「先生になりたい！」
そんな高校生を応援する市立高校の取り組み「桜ACE プログラム」を紹介。



＜学校生活を楽しくする先生のアイデア＞

学校生活をマンガにしたら、先生と生徒の交流が生まれた——。
先生の工夫が学校生活を楽しくするストーリー。

ヨコエデュ開設から3か月・・・現状報告

1 反響の大きかった記事

【横浜市教育委員会公式 note「ヨコエデュ」はじめます】

<PV数:約 38,000、スキ数:580>

横浜市の紹介と教育委員会が note を始めた理由・今後発信していきたいことを綴ったヨコエデュ初投稿の記事です。



【若葉台で広がる新しい学びのカタチ～特別支援学校と小学校の合同授業に密着！】

<スキ数:270、スマートニュースに転載>

若葉台特別支援学校と若葉台小学校が合同で音楽の授業を行いました。

学校やクラスの垣根を超えて、子どもたちが交流し一緒に学ぶ、インクルーシブな場をレポートしています。



2 全市立学校公式 note のアカウント開設

各学校における情報発信ツールとして、すべての市立学校に note アカウントを開設しました。各学校が記事を作成、発信していくことで、学校の様子や独自の取り組みなどの魅力を発信する場としての活用を進めています。



南吉田小学校



鴨居中学校



若葉台特別支援学校

3 教員志望者に向けたプロモーション

教員を目指している大学生に、教育実習や学校ボランティア等の活動を通じて感じた横浜の教育や教員の魅力を、学生の視点で発信してもらうことで、「教えるなら横浜」と感じていただける教職の魅力発信に取り組んでいます。



横浜市教育委員会
教育長 下田康晴 様
教育委員 各位

2025年4月10日

要望書

受理番号 /



知る権利・横浜の会
代表 白鳥 学

連絡先 横浜市港北区高田東

TEL

要望書に関する連絡先

要望項目

- 1、「横浜市教科書採択の基本方針」の文面から「採択終了後に」の文言を削除し、運用の実情を踏まえた正確な表現となるよう修正してください。

要望理由

1、貴教育委員会の2024年版「教科書採択基本方針」の「2採択の基本原則」には、「(4)開かれた採択の実施 基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。」

(下線筆者)と記されています。この文面には「採択終了後に」の文言があるため、貴教育委員会は多種・多様な採択関連情報を、時限的とはいえ、採択終了前の期間は「一括して非公開」とし、「公開」「一部公開」はしないと宣言していることとなります。

この文言は、2005(平成17)年5月の教育委員会会議に議案提出された「教科書採択基本方針」案で初めて挿入され、挿入理由の説明は無いまま原案どおり承認され、現在に至っています。

しかしこの文言挿入は、公開を原則とし、非公開情報を限定的に規定している横浜市の情報公開条例を無視して、一方的に非公開条項を新設するに等しく、不適切といわざるをえません。制度上、行政情報の公開・非公開は、事業の「一括」ではなくそれぞれの情報の内容や時期と条例を照らし合わせ、その都度判断・決定すべきものだからです。

いっぽう採択終了後に貴教育委員会が、ファイルに綴って閲覧公開している採択関連情報を見ると、採択終了前でも「公開」または「一部公開」が可能と思われる文書や部分が、多数見受けられます。また情報公開請求や会議公開によって関連情報を採択終了前に公開している教育委員会が、全国調査で判明しているだけでも20ヵ所あり、近年は採択終了前のネット公開も行われています。

当会は、2024年4月に「要望書」を提出し、削除を求めましたが、2024年度版の「採択基本方針」でも、「採択終了後に」の文言はそのまま残されています。貴教

育委員会は、「円滑な採択事務に支障をきたすおそれ」「静謐な採択環境の維持」を時限のある非公開の理由として説明していますが、近年の情報公開審査会答申や訴訟判決では、このような抽象的な「おそれ」ではなく具体的な事実を示すよう求める例が相次いでいます。

2、2024年度の採択終了前の5月と7月に、市民が「横浜市教科書取扱審議会」の第1回、第2回の一部情報を公開請求したところ、「公開」と「一部公開」の決定がなされ、「採択終了前」の公開が実現しました。

この事実によって貴教育委員会は、採択関連情報の中には「採択終了前」でも公開可能な情報が含まれていることを自ら認めたことになります。「一括して」「終了後」に公開するという方針は、すでに事実と反し、自己矛盾を来しています。

「採択終了後」の文言を削除し、仮に「・・・採択に関する情報を積極的に公開するなど、より開かれた採択に務める」と表現したとしても、採択終了後の公開や非公開は可能ですし、公開度の変化にも対応することができます。「採択基本方針」の中で根拠の無い「情報公開の時限性」を謳い続けることは、かえって貴教育委員会の今後の対応に足かせとなりかねません。

当会は、市民が「採択終了後までは何を情報請求しても非公開になる」と請求を思いとどまったり、これ以上誤った採択方針が拡散され続けることを憂慮しています。

「採択終了後に」の文言を削除し、事実を踏まえた正確な表現となるよう「採択基本方針」を修正するよう求めます。

以上

第2号様式（第5条第3項第1号）

開 示 決 定 通 知 書

教小企第970号-1

令和6年6月18日

様

横浜市教育委員会



令和6年5月31日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	・令和6年度第1回横浜市教科書取扱審議会 次第 ・令和6年度第1回横浜市教科書取扱審議会 資料目次 ・令和6年度第1回横浜市教科書取扱審議会 資料（別紙） （ただし、審議会員名簿は除く） ・令和6年度第1回横浜市教科書取扱審議会開催通知添付資料（個人宛情報は除く）	
2 開示の日時及び場所	日 時	令和6年6月19日（水） 午後3時30分
	場 所	教育委員会事務局小中学校企画課（市庁舎14階北側）
3 開示の実施方法	写しの交付（CD-R、1,100円）	
4 担 当 課	教育委員会事務局 学校教育企画部 小中学校企画課 電話 045（671）3265	
5 備 考	その他対応可能な開示の実施方法 (1)開示の実施の日時 令和6年6月26日（水）10時00分、7月3日（水）10時00分 7月19日（金）10時00分 (2)手数料 紙媒体を希望する場合 郵送：開示手数料1,420円（写しの交付分1,030円、送料390円） 来所：開示手数料1,030円（写しの交付分1,030円、送料0円） 電磁的記録を希望する場合 郵送：開示手数料1,680円（写しの交付分1,100円、送料580円） 来所：開示手数料1,100円（写しの交付分1,100円、送料0円） 電子情報処理組織：開示手数料1,030円	

（注意）1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。

2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

（A4）

第3号様式（第5条第3項第2号）

一部開示決定通知書

教小企第970号-2
令和6年6月18日

様

横浜市教育局



令和6年5月31日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	(1) 令和6年度第1回横浜市教科書取扱審議会 資料 (ただし、審議会員名簿は除く) (2) 令和6年度第1回横浜市教科書取扱審議会開催通知 (個人宛情報は除く)	
2 開示の日時及び場所	日 時	令和6年6月19日（水）午後3時30分
	場 所	教育委員会事務局小中学校企画課（市庁舎14階北側）
3 開示の実施方法	写しの交付（CD-R、100円）	
4 不開示とする部分の概要	(1) 令和6年度第1回横浜市教科書取扱審議会 資料中の「令和6年度教科書調査員の推薦について」の個人の氏名、学校名、所属名（5号ウ） (2) 令和6年度第1回横浜市教科書取扱審議会開催通知の業務メールアドレス（5号柱書）	
5 不開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第5号柱書及びウ	
6 根拠規定を適用する理由	(1) 個人の氏名、学校名、所属名は、教科書の調査研究に当たる者の個人情報であり、公にすることにより、個人が特定され、業務の公正かつ能率的な遂行が不当に阻害されるおそれがあるため。（5号ウ） (2) 業務メールアドレスは、日常の業務において、市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡にのみ使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどによりメールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害が生じる恐れがあることから、市の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。（5号柱書）	
7 担 当 課	教育委員会事務局 学校教育企画部 小中学校企画課 電話 045(671)3265	
8 備 考	その他対応可能な開示の実施方法 (1)開示の実施の日時 令和6年6月26日（水）10時00分、7月3日（水）10時00分	

教委第5号議案

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月22日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

令和 8 年 4 月 1 日に港南区の横浜市立日限山小学校及び戸塚区の横浜市立南舞岡小学校が統合し、横浜市立ひざり舞岡小学校として開校することに伴い、通学区域を設定するため、横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 25 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和 36 年 4 月横浜市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表日限山中学校の部を次のように改める。

日限山 中学校	ひぎり舞岡小学校区 域	ひぎり 舞岡小 学校	港南区 上永谷町 4,345 番地から 4,783 番地まで、4,816 番地から 4,830 番地まで、上永谷六丁目 16 番 12 号から 16 番 25 号まで、16 番 27 号、下永谷四丁目 22 番、野庭町 1,551 番地、日限山一丁目 1 番から 58 番 17 号まで、58 番 23 号から 59 番 28 号まで、59 番 43 号から 68 番まで、日限山二丁目、日限山三丁目、日限山四丁目 戸塚区 舞岡町 961 番地から 994 番地まで、996 番地から 1,002 番地まで、1,004 番地、1,005 番地、1,015 番地から 1,021 番地まで、1,138 番地、1,139 番地、1,143 番地から 1,152 番地まで、1,154 番地から 1,158 番地まで、1,160 番地か
------------	----------------	------------------	--

		ら 1,182 番地まで、1,191 番地から 1,194 番地まで、1,208 番地から 1,461 番地まで、1,463 番地から 1,471 番地まで、1,475 番地から 1,989 番地まで、2,008 番地、2,445 番地から 2,933 番地まで、2,935 番地の 1、2,935 番地の 4、2,935 番地の 5、2,936 番地、2,937 番地の 1、2,937 番地の 4、2,937 番地の 6、2,940 番地の 2、2,940 番地の 6、2,941 番地、2,942 番地、2,973 番地から 2,979 番地まで、3,042 番地の 2、3,043 番地から 3,045 番地の 1 まで、3,047 番地の 1、3,049 番地、3,050 番地、3,052 番地の 1、3,052 番地の 4、3,053 番地の 1、3,053 番地の 4、3,054 番地から 3,067 番地まで、4,050 番地から 4,085 番地まで、南舞岡一丁目、南舞岡二丁目、南舞岡三丁目、南舞岡四丁目
--	--	--

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

学区改正作成資料

横浜国立小学校、横浜国立中学校及び横浜国立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正による別表の抜粋（新旧対照表）

1 小学校及び中学校

現 行 通 学 区 域				改 正 通 学 区 域		学 校 通 学 区 域	
中 学 校 通 学 区 域		小 学 校 通 学 区 域		中 学 校 通 学 区 域		小 学 校 通 学 区 域	
中 学 校 名	左 記 の 通 学 区 域	小 学 校 名	左 記 の 通 学 区 域	中 学 校 名	左 記 の 通 学 区 域	小 学 校 名	左 記 の 通 学 区 域
日 限 山 中 学 校	<u>日 限 山 小 学 校 区 域</u> <u>南 舞 岡 小 学 校 区 域</u>	<u>日 限 山 小</u> <u>学 校</u>	港南区 上永谷町 4, 345 番地から 4, 783 番地まで、4, 816 番地 から 4, 830 番地まで、上永谷 六丁目 16 番 12 号から 16 番 25 号まで、16 番 27 号、下永 谷四丁目 22 番、野庭町 1, 551 番地、日限山一丁目 1 番から 58 番 17 号まで、58 番 23 号 から 59 番 28 号まで、59 番 43 号から 68 番まで、日限山 二丁目、日限山三丁目、日限 山四丁目	日 限 山 中 学 校	<u>ひ ざ り 舞 岡 小 学 校 区 域</u>	<u>ひ ざ り 舞</u> <u>岡 小 学 校</u>	港南区 上永谷町 4, 345 番地から 4, 783 番地まで、4, 816 番地 から 4, 830 番地まで、上永谷 六丁目 16 番 12 号から 16 番 25 号まで、16 番 27 号、下永 谷四丁目 22 番、野庭町 1, 551 番地、日限山一丁目 1 番から 58 番 17 号まで、58 番 23 号 から 59 番 28 号まで、59 番 43 号から 68 番まで、日限山 二丁目、日限山三丁目、日限 山四丁目 <u>戸塚区</u> <u>舞岡町 961 番地から 994 番地</u> <u>まで、996 番地から 1, 002 番</u> <u>地まで、1, 004 番地、1, 005 番</u> <u>地、1, 015 番地から 1, 021 番</u> <u>地まで、1, 138 番地、1, 139 番</u> <u>地、1, 143 番地から 1, 152 番</u> <u>地まで、1, 154 番地から</u> <u>1, 158 番地まで、1, 160 番地</u> <u>から 1, 182 番地まで、1, 191</u>

					<u>1 番地まで、1, 138 番地、1, 1</u> <u>39 番地、1, 143 番地から 1, 1</u> <u>52 番地まで、1, 154 番地から</u> <u>1, 158 番地まで、1, 160 番地</u> <u>から 1, 182 番地まで、1, 191</u> <u>番地から 1, 194 番地まで、1,</u> <u>208 番地から 1, 461 番地ま</u> <u>で、1, 463 番地から 1, 471 番</u> <u>地まで、1, 475 番地から 1, 9</u> <u>89 番地まで、2, 008 番地、2,</u> <u>445 番地から 2, 933 番地ま</u> <u>で、2, 935 番地の 1、2, 935 番</u> <u>地の 4、2, 935 番地の 5、2,</u> <u>936 番地、2, 937 番地の 1、</u> <u>2, 937 番地の 4、2, 937 番地</u> <u>の 6、2, 940 番地の 2、2, 940</u> <u>番地の 6、2, 941 番地、2, 942</u> <u>番地、2, 973 番地から 2, 979</u> <u>番地まで、3, 042 番地の 2、</u> <u>3, 043 番地から 3, 045 番地の</u> <u>1 まで、3, 047 番地の 1、3,</u> <u>049 番地、3, 050 番地、3, 052</u> <u>番地の 1、3, 052 番地の 4、</u> <u>3, 053 番地の 1、3, 053 番地</u> <u>の 4、3, 054 番地から 3, 067</u> <u>番地まで、4, 050 番地から 4,</u> <u>085 番地まで、南舞岡一丁目、</u> <u>南舞岡二丁目、南舞岡三丁</u> <u>目、南舞岡四丁目</u>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--

「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」の一部改正について

1 改正概要

令和 8 年 4 月 1 日に港南区の横浜市立日限山小学校及び戸塚区の横浜市立南舞岡小学校が統合することに伴い、通学区域を設定します。

なお、通学区域については、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成 25 年 9 月横浜市条例第 55 号）第 1 条に基づき設置された横浜市学校規模適正化等検討委員会において、日限山小学校と南舞岡小学校の通学区域を合わせた通学区域とする旨の答申がなされており、この答申を反映させた通学区域とします。

2 規則施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

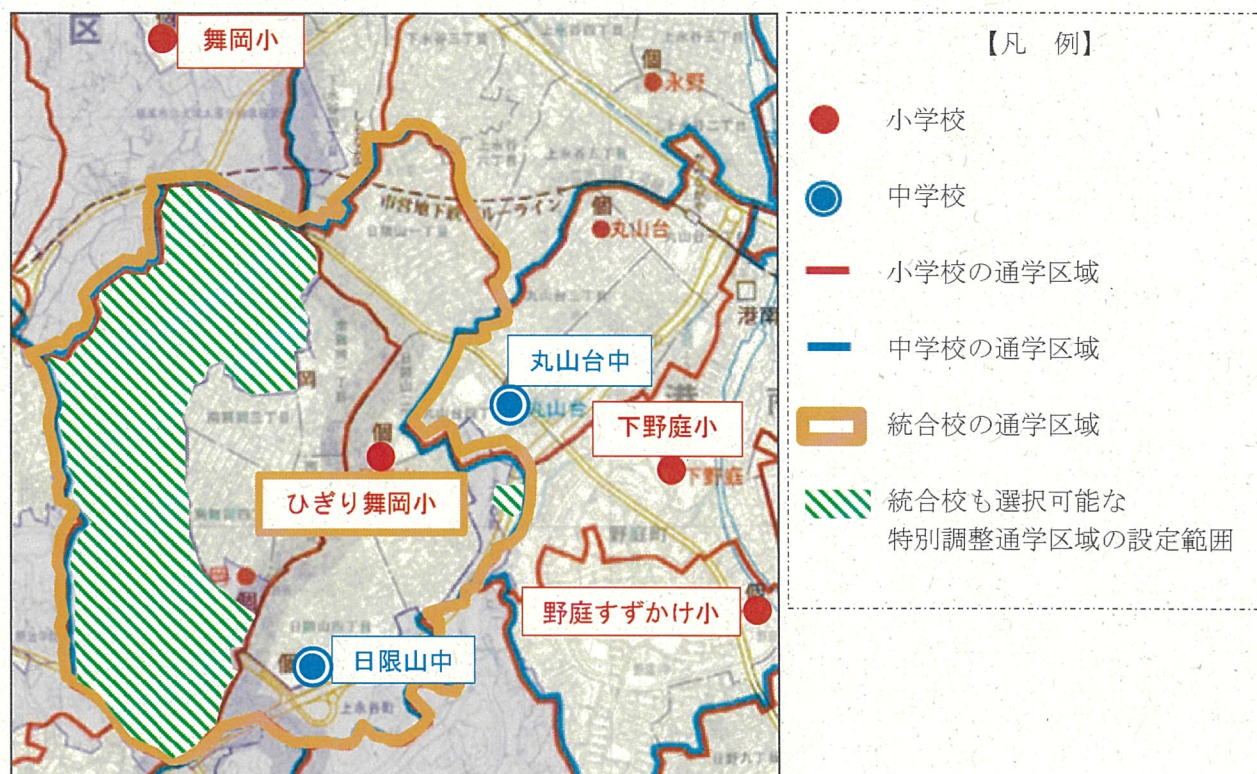
3 統合校の位置及び予定通学区域図

別紙 1 のとおり

4 答申

別紙 2 のとおり

ひざり舞岡小学校（統合校）位置及び予定通学区域図



令和 6 年度義務教育人口推計

学校名		R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	個別支援 学級(R 6)
日限山小	児童数	403	385	361	341	325	314	281	24
	学級数	13	13	12	12	12	12	11	4
南舞岡小	児童数	198	189	204	194	190	191	185	24
	学級数	9	8	8	7	6	6	6	4
ひざり舞岡小 (統合校)	児童数	—	—	565	535	515	505	466	—
	学級数	—	—	19	18	18	18	17	—

※R 6 は令和 6 年 5 月 1 日現在の実数値。R 7 以降は令和 6 年度義務教育人口推計に基づく推計値。

令和 6 年 9 月 11 日

横浜市教育局

横浜市学校規模適正化等検討委員会

学校規模適正化等について（答申）

令和 4 年 1 月 28 日付で諮問のありました標記の件について、別紙「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等に関する意見書のとおり答申します。

令和6年9月11日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「日限山小学校・南舞岡小学校」
通学区域と学校規模適正化等検討部会

「日限山小学校・南舞岡小学校」 通学区域と学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）に基づき、「日限山小学校・南舞岡小学校」の通学区域と学校規模適正化等について調査審議するため、令和4年3月24日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置されました。その後、9回にわたり「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等に関わる諸課題の調査審議を行い、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

(1) 学校規模適正化についての考え方

様々な意見がありましたが、児童の教育環境の維持・向上を図るため、事務局から提案のあった「日限山小学校・南舞岡小学校」の2校を統合することを了承しました。

(2) 学校統合の実施方法

ア 統合校として使用する学校施設及び用地は、現在の日限山小学校が適当と考えます。

イ 統合の時期は、令和8年（2026年）4月が適当と考えます。

(3) 統合校の学校名

統合校の名称は、「ひざり舞岡小学校」とすることが適当と考えます。

(4) 統合校の通学区域

統合校の通学区域は、日限山小学校と南舞岡小学校の通学区域を合わせた区域とすることが適当と考えます。

(5) 統合校の特別調整通学区域

現在、日限山小学校を指定校、下野庭小学校を受入校として設定されている特別調整通学区域（通学区域図①部分）は、統合校を指定校として引き続き設定するとともに、現在の南舞岡小学校通学区域のうち舞岡町（通学区域図②部分）には、舞岡小学校及び舞岡中学校も選択できる特別調整通学区域を新たに設定することが適当と考えます。また、現在、日限山小学校を指定校、野庭すずかけ小学校を受入校として設定されている特別調整通学区域（通学区域図③部分）については、特別調整通学区域を解除することが適当と考えます。

ア 特別調整通学区域の設定時期及び対象者

設定時期は、令和8年（2026年）4月とします。対象者は、設定時期以降に入学または転入する児童・生徒とします。

イ 特別調整通学区域の対象区域

(7) 特別調整通学区域①

指定校：統合校・日限山中学校 受入校：下野庭小学校・丸山台中学校

(4) 特別調整通学区域②

指定校：統合校・日限山中学校 受入校：舞岡小学校・舞岡中学校

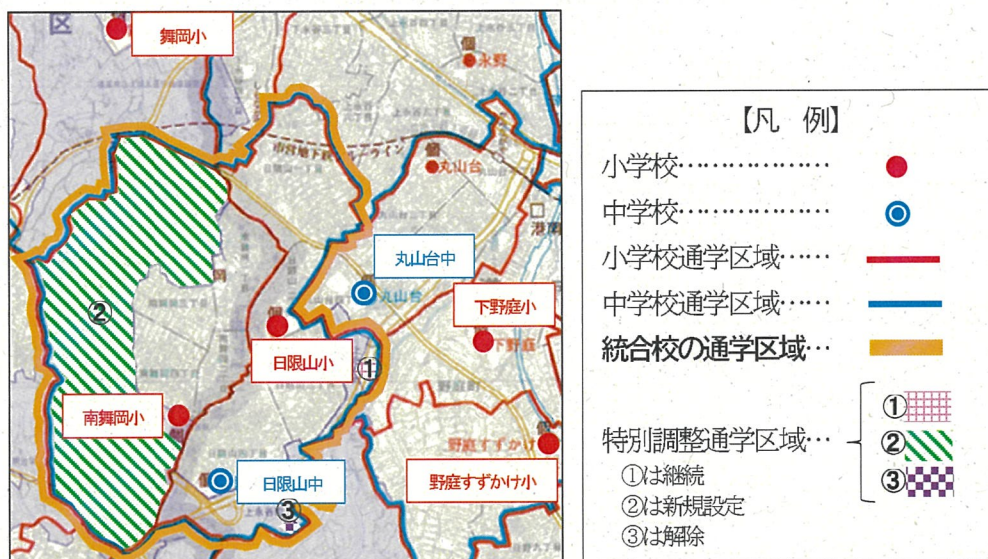
＜特別調整通学区域①＞

港南区上永谷町4, 772番地の1、4, 772番地の19～4, 772番地の24、4, 775番地の27、4, 775番地の38～4, 775番地の46

＜特別調整通学区域②＞

戸塚区舞岡町 961 番地から 994 番地まで、996 番地から 1,002 番地まで、1,004 番地、1,005 番地、1,015 番地から 1,021 番地まで、1,138 番地、1,139 番地、1,143 番地から 1,152 番地まで、1,154 番地から 1,158 番地まで、1,160 番地から 1,182 番地まで、1,191 番地から 1,194 番地まで、1,208 番地から 1,461 番地まで、1,463 番地から 1,471 番地まで、1,475 番地から 1,989 番地まで、2,008 番地、2,445 番地から 2,933 番地まで、2,935 番地の 1、2,935 番地の 4、2,935 番地の 5、2,936 番地、2,937 番地の 1、2,937 番地の 4、2,937 番地の 6、2,940 番地の 2、2,940 番地の 6、2,941 番地、2,942 番地、2,973 番地から 2,979 番地まで、3,042 番地の 2、3,043 番地から 3,045 番地の 1 まで、3,047 番地の 1、3,049 番地、3,050 番地、3,052 番地の 1、3,052 番地の 4、3,053 番地の 1、3,053 番地の 4、3,054 番地から 3,067 番地まで、4,050 番地から 4,085 番地まで

【通学区域図】



(6) 統合校の通学安全の確保

統合校の通学安全の確保については、別途、「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会から関係機関へ通学安全に関する要望書を提出します。

2 その他、統合にあたっての要望

- (1) 学校統合までの期間においては、交流事業や統合校の教育目標の設定等を進めるとともに、通学安全への配慮など、統合校への円滑な移行ができるようお願いします。
- (2) 統合校の教育方針については、これまで日限山小学校・南舞岡小学校それぞれが築いてきた教育的成果や取り組みを受け継ぎ、日限山小学校・南舞岡小学校の地区にふさわしい学校づくりをお願いします。両校の教育関係者は、教育内容の充実に取り組むとともに、教育委員会はより良い学校になるよう必要な支援をお願いします。
- (3) 統合校の円滑な運営を図るとともに、統合校に通うすべての児童が新しい環境に順応できるよう、教職員の配置及び学習環境について配慮をお願いします。
- (4) 統合校の施設に関しては、学校統合の目的である「より良い教育環境を児童に提供すること」を念頭に、必要な施設整備等を行うよう、お願いします。
- (5) キッズクラブの利用者が増加する状況を踏まえ、利用者である子どもたちが良い環境で過ごせるように、必要な数の専用部屋の確保をお願いします。
- (6) 今回の統合により誕生する新しい「ひざり舞岡小学校」には、これまで両校が築いてきた歴史や伝統を尊重し、引き継ぐとともに、卒業記念品等を含む関係資料の保存・記録をお願いします。

- (7) 統合後の南舞岡小学校の土地建物の活用に関しては、現在の学校が地域にとって様々な役割を担っていることから、地域防災拠点として機能する形での維持を含めて、地域の声に配慮して検討するようお願いいたします。

3 付帯事項

検討にあたり、個人や団体から、学校統合をしないでほしいという御意見や請願等が複数寄せられています。検討部会としては、児童にとってより良い教育環境を整えていくために両校の学校統合を了承しましたが、児童や保護者、地域住民が不安を抱くことのないよう、教育委員会は必要な支援について最大限の努力をお願いいたします。

また、意見書に記載された通学安全・施設改修等に関する要望については、進捗状況を保護者や地域に適宜情報提供するようお願いいたします。

むすびに

日限山小学校・南舞岡小学校の地区において、今回の両校の統合を契機に、両地区の保護者や地域住民が一体となり、学校との連携・協力体制をより一層推進していきたいと考えています。

教育委員会事務局、港南区役所、戸塚区役所など関係部署においては、南舞岡小学校の跡地の活用も含め、地域課題の解決を図り、地域が活性化するための各種事業の推進をお願いします。

そして、日限山小学校と南舞岡小学校の学校統合に向けて、環境の変わる両校の子どもたちに対し、細やかかつ十分な配慮をお願いします。

なお、教育委員会は、今後も少子化が進む状況を踏まえ、将来的には1学級の人数の見直しや教職員の配置も含め、より良い教育環境となるよう、検討を進めていただきたい。